

令和5年度第2回一宮市障害者自立支援協議会本会

開 催 令和6年1月29日（月）午後1時30分～3時20分

場 所 一宮市役所本庁舎14階1401大会議室

出席者 委員17人 欠席1人

運営会議メンバー11人

障害者基幹相談支援センター相談員1人 部会員6人

尾張西部圏域地域アドバイザー1人 事務局9人

1. 開会

- ・福祉部障害福祉課長あいさつ、開会宣言、欠席者確認
- ・会長あいさつ、出席者紹介

（要旨）議事の説明のため、運営会議や各部会のメンバーと障害者基幹相談支援センターの相談支援専門員が出席。尾張西部圏域地域アドバイザー氏には、各議題終了時に障害福祉に関する課題・最新動向などを拝聴。また議事録署名者を選出。本日は傍聴人なしであることを確認。

2. 議題

(1) 個別支援会議（相談支援連絡会）等の報告について

＊事例

〔対象者〕年齢 13歳 中学2年生 男性

障害名 ASD・ADHD の診断

不登校

〔開催経緯〕夏に学校で自宅のエアコンが壊れていると話したことを機に支援者が自宅訪問。

相談員が訪問したことで自宅の環境が劣悪であることが判明し、関係機関と情報共有し、今後の支援方針の検討を目的に個別支援会議を開催。

〔検討した支援方針〕

登校への意欲を高めるために、生活環境を改善することが必要と判断。

家族にも了解を得て、関係機関が役割分担し、自宅内の片づけに取り組むことを決定。

〔支援開始後の現状〕

継続して家庭環境の改善に取り組みながら、多くの支援者がかかわりつつ本人や世帯全体への支援を継続している。

学校からは登校がない場合は家庭訪問を実施、母や相談員との連携を図っている。

放課後等デイサービスでは、整容の支援や学習支援を提供。

[会議から抽出した地域の課題]

多くの関係機関と連携し世帯全体への支援が必要な事例で会議を機に保護者と支援者が繋がることできた。

引き続き、複数の支援者が連携を図りながら世帯全体への支援を継続していく必要があると確認している。

不登校児の支援として、学校以外の居場所について検討していけると良いと共有している。今年度重点的に取り組みたい課題のうち「連携」「不登校児」という視点で会議を開催。

【触法障害者支援連絡会議】

年3回実施

参加者には司法関係者が多く参加し、ネットワークづくりと情報共有が目的。

[第1回8月7日開催]

*事例検討 令和4年度第3回で検討したケースのその後について

[対象者] 年齢 37歳 女性

障害名 身体表現性障害・精神2級

[状況] 8人家族（本人・母・祖母・子5人）。

引っ越しを機に祖母との同居で現在は8人家族。

本人・長女・次女による万引きの触法行為は収まってきているが、長男・次男・三男の行動が地域の中で問題となりクレームが増加。

地域の方たちが困ったことを発信することにより、社会福祉協議会と関わりができ、結果的に支援者が広がった。

[第2回12月1日開催]

これまでの活動成果が実を結び名古屋保護観察所から提案があり

「一宮市触法障害者支援連絡会議及び愛知県医療観察制度地域連携部会による合同研修会」の開催に繋がった。

[シンポジウム]

「地域での関わりについて～地域での「支援」を知ろう～」

- ・ 関係機関の支え合いが重要
- ・ 本人の発信した情報を同じように共有し「皆が知っている」状況を作ることが大切
- ・ 本人抜きでの支援にはしない
- ・ 「見守り」は見張り、監視ではなく「確認」である

- ・ 本人と一緒にクライシスプランの作成と修正

(2) 障害者基幹相談支援センター・虐待防止センターの活動報告について

【障害者基幹相談支援センター報告】

[活動について]

- ・ 地域の相談支援体制強化

相談員向けに講義形式で学習会の企画・運営を行っている。

相談員間の情報の共有、より深い理解のためにグループワークを行う。

また、相談支援の初任者研修や現任者研修に対してインターバル研修として市内の現任の相談員に協力を依頼しグループワークの形で助言を行い、地域の相談員や基幹相談支援センターとの関わりを持てるようにしている。

学習会は、相談員は様々な関係機関と関わって連携をするために障害者就業・生活支援センター・児童相談センター・地域包括支援センターなどを講師として学習会を企画。

相談員が関係機関のことを理解するとともに関係機関側から相談員の役割を知ってもらう機会になった。

基幹相談支援センターは相談員の後方支援を行っており、個別で対応している相談員や関係機関をつなげて地域で対応していけるよう支援をしている。

[障害者差別解消法に向けた取り組み]

- ・ 障害者差別解消法の改正をうけて啓発活動で新たなパンフレットの作成を実施。
- ・ 合理的配慮の好事例を収集、発信を予定。
- ・ 障害者差別相談専用ダイヤルを基幹相談支援センターに設置しているが、相談件数は0件である。

[今後に向けて]

基幹相談支援センターの役割として

- ・ 相談員向けの学習会・事例検討会を定期的実施し、地域相談支援体制の強化
- ・ 障害者への合理的配慮について、積極的に啓発
- ・ 障害者差別解消や障害者虐待防止に向けた相談支援を継続し、好事例や改善すべき事項を関係者で共有し、障害者が安心して生活できる地域づくりを推進

【虐待防止センター報告】

[相談・通報・届出件数等]

- ・ 令和5年度（上半期）相談・通報・届け出件数 57件
- ・ 虐待と認められたケースは養護者14件、施設従事者2件

[被虐待者の障害種別、虐待種別]

- ・報告資料を確認

[養護者による障害者虐待]

- ・報告資料を確認
- ・対応について2件分離
- ・サービス等利用計画の見直し・助言・指導12件

[普及啓発について]

- ・令和5年10月16日 尾西生涯学習センター
- ・講師 兵庫県相談支援ネットワーク代表理事 玉木 幸則氏
- ・テーマ「障害がある人もない人も 人権と権利が守られる街づくり」
- ・約120名が参加

【議題（1）、（2）についての質疑応答】

（本会委員）どのようなケースで虐待と認定されるのか。どのようなケースは虐待と認定されないのか。対象者が否認すれば認定されない可能性が高くなるのか。

（事務局）被虐待者が否認したから認定しないというアセスメントは実施していない。必ず関係者に確認。疑義のあるものに関しては、市の弁護士・主治医に問い合わせながら判断。認定については何が事実で何が事実でないかをしっかりと整理して、基幹相談支援センター、福祉総合相談室、相談支援事業所等と議論している。

（本会委員）他市で障害者虐待が話題となっており、内部告発かと思われるが一宮市でも事例はあるのか、またその場合通報者は守られるのか。

（事務局）通報者保護は、障害者虐待防止法に規定があるため通報元については一切外部に漏れないよう努めている。上半期の施設従事者虐待の内部通報は4名。

（本会委員）内部通報については認定率が高いのか。

（事務局）通報件数が増加しており、虐待防止委員会の設置の義務付けにより直ぐ行政機関等に通報するという仕組みが成熟しつつあり、疑わしい段階での通報がある。したがって通報が増えた分疑わしい段階の中身によっては虐待には該当しない事例が相対的に増えると思われる。一宮市でも18件中2件の虐待認定であるが、16件に関しても全く虐待に当たらないわけではなく、著しいとまでは言えないが不適切な言動があるという事例もある。

（本会委員）児童虐待の場合だと認定しない場合が2割ぐらい。その場合は虐待までは該当しないことで虐待認定しないことがあるが、障害者虐待ではそのような場合が7割ぐらいあるのか。

認定しない典型例はどのようなものがあるか

（事務局）精神的な被害妄想や精神疾患による言動によるものが顕著であったと思う。

【アドバイザーの意見】

・虐待について

児童虐待と障害者虐待は対象者が違う。児童虐待は養護者虐待で、障害は養護者虐待・施設従事者虐待・使用者虐待がある。虐待だと思われた段階で速やかに通報しなければならないため通報の件数が多い。認定率は国でも2割程度のため一宮市も同じ程度。

事業所の中の問題を虐待通報で問題解決を求めて通報されることが多くそういった点でも児童虐待とは違う気がする。

・個別支援会議

ひとりひとりの困った事例を丁寧にとりあげて、困った課題で解決できなかったことをみんなでも解決していく仕組みをやり続けているので、今後もこの活動を継続していただけたらと思う。

(3) 生活支援部会、子ども部会、就労支援部会、運営会議等の報告について

【生活支援部会】

[1. 人材確保プロジェクト]

・障害福祉サービスの仕事を多くの方に知ってもらい、そしてともに働く仲間を増やす事を目的として活動

・「いちのみや福祉ジョブフェスタ 2023」令和5年9月9日 i-ビル シビックテラス開催

11 事業所の就活ブースでこども向けイベントを中心に開催
親子連れの方が多く 150名ほど参加

・「バスツアー」令和5年11月14日開催

3年ぶりの開催で障害福祉事業所を4か所訪問 17名参加

[2. ヘルパー連絡会]

・ヘルパー事業所同士の連携や支援力向上のための研修企画

・10月19日 木曾川庁舎 総合大雄会病院・リハビリテーション科による
「高次脳機能障害に関する基本と、自動車運転支援」について

[3. ホーム連絡会]

・居住系事業所のネットワーク、暮らしの支援についての情報交換、世話人等のスキルアップを図る

・11月18日 一宮市のグループホームスタッフによる交流会

24事業所 約50名参加 虐待防止研修、現在の課題について協議

[4. 防災プロジェクト]

・出前講座「わたしの災害対策ノート」を使用し利用者の方と災害時の対応などを一緒に確認していく取り組みをした。作成したものが使いやすいものなのかを利用者に確認

[5. 行動援護サポートプロジェクト]

- ・強度行動障害のある方の地域での暮らしをサポート
- ・10月14日 ケース検討を事例とした勉強会 約50名参加

[6. 警察プロジェクト]

- ・地域で安心して暮らすために、お巡りさんと考える
- ・12月11日 地域で安心して暮らすための講習
警察署の生活安全課、交通安全課協力 寸劇と困りごとの発信について講習

[7. 域生活支援拠点プロジェクト]

- ・緊急の事態が起きた時に、地域の中で障害のある人を守るためにできることを考える
- ・引き続き地域生活支援拠点連絡会議と連携

[今後の予定]

- ・障害福祉サービス事業所の人材確保のための活動を通して人材を確保していくとともに、引き続き地域への普及啓発や理解促進を図る
- ・連絡会を活用し、地域の支援者に向けた研修等を企画
- ・行動障害のある方に対応できる支援者のスキルアップ
- ・地域生活支援拠点連絡会議と連携しながら障害のある方を支える仕組みを構築
- ・災害が起きた時、障害者の方も取り残されないような安全を担保できる仕組みづくり
- ・障害のある方の権利を守るため、意思決定支援を大切にした取り組みを考える

【子ども部会】

関係者の情報交換をメインに、3つのグループにわかれ活動

一宮市の子どもを取り巻く状況やそれに関連する課題について検討や講演会を行う

[放課後等デイサービス事業所連絡会グループ]

- ・各事業所が提供するサービスの内容や支援者の質の向上・事業所間の連携を目的とする
- ・令和5年度第1回、第3回は児童発達支援センターグループと同時開催
- ・令和6年1月19日こども発達センターあおむしセンター長 鈴木医師

「ADHDに対する関わり方」について講演

[普及啓発グループ]

・サポートブックの改定に取り組んでいる。記載項目等を見直し、記入・活用しやすい形にできるよう検討を重ねている。

[令和5年度 子ども部会講演会]

- ・講師 愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員 福谷 朋子氏
「発達が気になる子と法律～具体的な事例から学ぶ～」

[児童発達支援センターグループ]

- ・令和5年度第1回、第3回は放課後等デイサービス事業所連絡会グループと同時開催
- ・連絡会を通して情報共有やスキルアップを図っていく

[今後の予定]

・関係機関と緊密な情報共有や連携を図るとともに携わる職員に研修や勉強会を企画し支援の充実を目指したい

【就労支援部会】

[福祉マルシェ i・愛・逢マーケット]

- ・毎月第3水・木曜日定期開催
- ・令和6年1月に名鉄百貨店一宮店の閉店。2月以降イオンモール木曽川店へ移転予定

[就労継続支援B型事業所交流会]

第1回を令和5年9月6日に開催

工賃の設定方法・定員の充足状況・自主製品の以外の仕事についてグループワークを実施

第2回 令和6年2月9日 尾西生涯学習センターで開催予定

[その他]

- ・「ぞーな・で・ろーた～地生きの輪～」について
- ・実際の雇用事例から学べる！障害者雇用のための企業交流会 令和5年9月28日開催
- ・ハローワーク一宮管内の雇用失業等情勢について
- ・就労支援機関の勉強会実施 「職場実習制度・障害者雇用に係る助成金について」
- ・就労支援機関マップ 令和5年12月更新
- ・一宮特別支援学校への出張授業 令和5年11月実施
- ・ピアサポート活動 就労支援部会で組織化の検討

[今後の活動方針]

- ・福祉マルシェ i・愛・逢マーケットの事業継続
- ・ピアサポート活動の検討

【日中活動事業所連絡会議】

会議を3ヶ月に一度開催

[会議の目的]

- ・障害児の進路保障
- ・日中活動事業所における実践の質の向上
- ・コロナ禍における関係機関の連携の継続

[会議の主な内容]

- ・日中サービス支援型グループホームへ参加依頼

[今後の活動予定]

- ・zoomをオンラインだけではなく、ハイブリッド式も検討
- ・官民の協力方法、民民の交流方法等についても検討
- ・自立支援協議会を通して、関係者が繋がっている状況を意識した活動を推進

【医療的ケアネットワーク会議】

[活動報告]

- ・医療的ケアネットワーク会議再編と部会開始

医療的ケア児支援法の施行に絡み、医療的ケア児と者の協議の場を分ける

親会である医療的ケアネットワーク会議のもとに「医療的ケア児支援グループ会議」

「医療的ケア者支援グループ会議」を設立

- ・第3回医療的ケアシンポジウム開催予定（協力）

主催 にしおわり医療的ケア児支援センター

令和5年3月17日開催予定

「医療的ケア児を取り巻く課題と解決策の取り組み」

- ・各ワーキングの活動

うきうきプロジェクト

福祉ナース交流会

医療的ケア児等コーディネーター会議

[今後の活動予定]

- ・コーディネーターの役割を周知・全員把握・保育園、学校で対応できるように

・災害時への対策・地域で生活するために。3号研修を受けることができる事業所を作っていく

[その他]

訪問看護師が医療的ケアのために市立以外の保育園や学校に入ることでできる仕組みづくり

【地域生活支援拠点連絡会議】

- ・地域生活支援拠点の説明（報告資料を確認）

[活動内容]

令和5年4月から登録制を開始

登録事業所のメンバーが集まり地域生活支援拠点連絡会議を開催

「生活支援拠点事業の理解・啓発」「機能の確認・課題抽出」「一宮市に即した事業の構築・展開」を論点として活動

[登録事業所について]

相談機能 7ヶ所 緊急対応機能 12ヶ所

[今後について]

登録事業所のより充実な体験の場・機会、専門的な人材の確保、養成、地域の体制づくり

【運営会議報告】

[活動内容]

- ・月 1 回 第 4 水曜日に開催
- ・個別支援会議報告 定例 2 件 簡易 5 件

個別支援会議報告で分析された課題を運営会議にあげ、さらに検討を加えていった内容をまとめた「個別支援会議事例の分析をとおした地域課題解決の取組みに関する報告書」について

- ・部会、連絡会議等報告
- ・基幹相談支援センター報告
- ・日中サービス支援型グループホームのヒアリング

(4) 第 3 次一宮市障害者基本計画の進捗状況等について

「第 3 次障害者基本計画」

- ・本計画は令和 3 年度から 8 年度までの計画
- ・資料 54～61 ページ 施策の取り組み内容の一覧
- ・令和 4 年度の取り組み内容の一部を説明

「市内行事における交流の促進」「日常生活用具等の給付と事業の周知」「医療的ケア児の支援」の取り組みについて説明

「第 6 期一宮市障害福祉計画・第 2 期一宮市障害児福祉計画」

- ・本計画は令和 3 年度から 5 年度までの計画
- ・資料 62～67 ページ 成果目標の達成状況
- ・成果目標の達成状況について説明

【議題 (3)、(4) についての質疑応答】

(本会委員) P57 ページ「こころの健康づくりの啓発」について
障害者理解啓発講演会の内容を精神障害を抱えても地域で安心して暮らせることをテーマとした講演会をお願いしたい。

(会長) 感想ご要望として頂戴いたします。

(本会委員) 資料 63 ページ「障害者休日夜間相談窓口業務」「障害者緊急短期入所利用空床確保事業」について

障害者の DV を扱うことが多く一定期間夫婦を分離する必要があるが、この事業の利用は可能か。また、24 時間土日対応可能か

(事務局) 「障害者休日夜間相談窓口業務」「障害者緊急短期入所利用空床確保事業」は別の事業になるので入所で 24 時間受付するわけではない。介護者が入院等により障害者の行き場がない時に利用を想定しており、事業所の 1 室を確保しているものである。そのため目的が違うため緊急避難先として活用するものではないかと思われる。

(事務局) 「障害者緊急短期入所利用空床確保事業」は離さないと危ない人を対象としており、障害者虐待で分離保護の必要があれば 24 時間対応することもありうる。

しかし、多くは精神保健福祉法 23 条通報で警察から連絡が入ることが想定される。一晩離すことに使う事業ではないので一緒に考えさせていただければと思う。

(本会委員) 精神保健福祉法 23 条通報して保護・措置入院になるのは稀。対応できる施設があれば大変助かると思い質問したが、ケースに応じてまたご相談させていただく。

【アドバイザーの意見】

障害福祉で話題となっている令和 6 年度報酬改定について、お金だけで仕事をしているわけではないが、他の産業に比べて収入が少ない中で、なぜ一宮でこれだけの事業が行えているか疑問。たった一人の困りごとをあきらめない行動が脈々と続いてきた結果だと思う。

触法の連絡会議も個別支援会議での家庭の問題をみんなで取り組んできた結果だと思う。

一宮市は法人の事業所が丁寧に対応していると感じており、入所事業所にいると緊急の相談がよくあるが、事業所内でよく知っている人は法人のみで対応している。

他県・他地域の行政担当者からは施設によく相談連絡が入るが、一宮市でそのようなことが起きていないのは一宮市の協議会の活動があってこそである。

2025 年問題が加速するとなったとき、拠点の機能の充実が必要だが人材の獲得が一番の課題で福祉の魅力をいかに発信していくか、連携の素晴らしさを地域で発信していくことが重要。

1 月 1 日の新聞の一面は障害者虐待であったがさらに衝撃は能登の地震でした。

障害のある方は一時避難所にいない。福祉避難所が開設もされていないし一時避難所にも行けないので壊れた家の中で生活している。避難所へ行けていない人が食料の支援物資等の支援を受けれていない。

協議会の中で災害の問題が少し触れられているがもう一度協議会の中で共有する必要があるのではないか。わが町の障害のある方を最後の一人まで守り切れるのかと思う勢いでいられる協議会であっていただきたいと思う。

(5) 令和 5 年度、6 年度の障害者福祉施策について

令和 5 年度補助金等について

「障害福祉サービス継続支援事業費補助金」

- ・令和 3 年度から実施しており、令和 5 年度も実施予定

「重度障害者受入れ補助金」

- ・令和 4 年度から実施しており、令和 5 年度に 2 つの事業を追加
- ・重症心身障害児・医療的ケア児の受入れ事業所へ月額 1 万 5000 円の補助
- ・セルフプラン率改善のため相談支援専門員の増員に対し月額 30 万円の補助

「子ども安全安心対策事業補助金」

- ・送迎バスへの安全装置の設置にかかる費用を補助
- ・児童発達支援センター 1 か所、児童発達支援 27 か所、放課後等デイサービス 26 か所に対して補助

「障害福祉サービス事業所光熱費高騰対策支援金」

- ・愛知県が実施する社会福祉施設光熱費高騰対策支援金の対象外となった事業所に円滑な運営に支障が生じないように光熱費の高騰分を支援

令和6年度

- ・重症心身障害児・医療的ケア児の受入れ事業所への月額補助を増額
- ・報酬改定に内容について
平均1.12%の引き上げといった報道がされている
- ・地域区分について
現在7級地から6級地への変更が予定されている
- ・「医療的ケア児等の相談体制の整備事業」
市内6か所の障害者相談支援センターに医療的ケア児コーディネーターを配置する事業を実施予定
- ・障害福祉計画等策定について
令和5年12月18日～令和6年1月18日 パブリックコメントを実施
- ・総量規制について
令和5年10月から生活介護・児童発達支援について総量規制を実施
令和6年度から就労継続支援B型・放課後等デイサービスも対象となる可能性
- ・食材料費の過徴収に係る諸問題について
愛知県や名古屋市、中核市等を含めた「愛知県障害者グループホーム問題連絡協議会」が設置され、情報共有を行い、連携をとって対応策を検討していく

【議題(5)についての質疑応答】

(本会委員) 新聞報道のあった障害者虐待問題について違反等あれば教えていただきたい
(事務局) 詳細についてはまだ発表できかねる。食材料費の徴収方法については問題があったことは間違いない。経済的虐待以上のことがないかを確認している。
ご心配をおかけしていますが、事業所と利用者の確認等を行っている。

(6) その他

- ・障害者自立支援協議会主催の講演会「障害者理解啓発講演会」について 報告
- ・来年度の会議日程について
第1回 令和6年7月23日(火) 第2回 令和7年2月3日(月) 予定
- ・委員の任期について

3. 閉会

閉会宣言

議事録署名

会長

委員

委員